

資 料

平成26年12月18日開催
第8回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

- 議案第 1号 美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定について ----- 1～ 5
- 議案第 2号 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ----- 6～ 8
- 議案第 3号 美瑛町地域人材育成研修交流センター条例の制定について ----- 9～11

○条例の一部改正

- 議案第 4号 美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について ----- 12～13
- 議案第 5号 美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について ----- 14

○条例の全部改正

- 議案第 6号 美瑛の美しい景観を守り育てる条例の全部を改正する条例の制定について ----- 15～40

美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定要旨

1 制定趣旨

美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項の規定に基づき、美瑛町の特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるもので、この条例で定める基準は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すもので、特定教育・保育事業者は当該基準を遵守する必要があります。

2 制定概要

第1章 総則

第1条（趣旨）

本条例の趣旨を規定

第2条（定義）

本条例における用語の定義を規定

第3条（一般原則）

特定教育・保育施設に関する一般原則を規定

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条（利用定員）

特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員を規定

第2節 運営に関する基準

第5条（内容及び手続の説明及び同意）

特定教育・保育施設が適切な教育・保育を提供するため、その選択に資すると認められる事項については、提供の開始に当たって、あらかじめ保護者に対して文書により事前説明を行った上で、同意を得ることを求める

規定（第1項）

原則として説明は文書の交付によって行わねばならないが、利用者の申出があった場合には電磁的方法に替えられることを規定（第2項以降）

第6条（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

特定教育・保育施設の、利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止と、定員超過の場合の選考について規定（第1項から第4項まで）

特定教育・保育施設が自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、他の施設等を紹介する等の措置を速やかに講じねばならないことを規定（第5項）

第7条（あっせん、調整及び要請に対する協力）

特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設の利用について、あっせん、調整及び要請に対する協力義務を負うことを規定

第8条（支給資格等の確認）

特定教育・保育施設は、支給認定証によって支給資格等を確認せねばならないことを規定

第9条（支給認定の申請に係る援助）

特定教育・保育施設は、支給認定の申請に係る援助の義務を負うことを規定

第10条（心身の状況等の把握）

特定教育・保育施設は、支給認定子どもの心身の状況等の把握に努めねばならないことを規定

第11条（小学校等との連携）

特定教育・保育施設は、支給認定子どもが小学校等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続のため、小学校等との密接な連携に努めねばならないことを規定

第12条（教育・保育の提供の記録）

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際には必要な事項を記録しなければならないことを規定

第13条（利用者負担額等の受領）

特定教育・保育施設の、利用者負担額の受領について規定

第14条（特定教育・保育の取扱方針）

特定教育・保育施設が、それぞれの施設の区分に応じて行う特定教育・保育の基準となる規定

第15条（特定教育・保育に関する評価等）

特定教育・保育に関する評価等を規定

第16条（相談及び援助）

特定教育・保育施設は、支給認定子ども又はその保護者に対し相談及び援助を行わなければならないことを規定

第17条（緊急時等の対応）

特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに体調の急変が生じた場合等の緊急時には、速やかに連絡を行う等の措置を講じなければならないことを規定

第18条（支給認定保護者に関する町への通知）

特定教育・保育施設は、不正な給付について遅滞なく市町村に通知しなければならないことを規定

第19条（運営規程）

特定教育・保育施設が定める運営規程の項目を規定

第20条（勤務体制の確保等）

特定教育・保育施設の勤務体制の確保等について規定

第21条（定員の遵守）

特定教育・保育施設の定員の遵守について規定

第22条（掲示）

特定教育・保育施設は、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないことを規定

第23条（支給認定子どもを平等に取り扱う原則）

支給認定子どもの平等な取扱いを規定

第24条（虐待等の禁止）

虐待等の禁止を規定

第25条（懲戒に係る権限の濫用禁止）

懲戒に係る権限の濫用禁止を規定

第26条（秘密保持等）

秘密保持等を規定

第27条（情報の提供等）

特定教育・保育施設は、支給認定保護者が適切に特定教育・保育施設を選択することができるように情報の提供を行うよう務めねばならないとともに、広告をする場合においてその内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないことを規定

第28条（苦情解決）

特定教育・保育施設の苦情への対応方法等を規定

第29条（地域との連携等）

特定教育・保育施設の地域との連携を規定

第30条（事故発生の防止及び発生時の対応）

特定教育・保育施設が事故の発生又はその再発を防止するために講じねばならない措置、事故発生時の対応について規定

第31条（会計の区分）

特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないことを規定

第32条（記録の整備）

特定教育・保育施設が整備すべき諸記録について規定

第3節 特例施設型給付費に関する基準

第33条（特別利用保育の基準）

特定教育・保育施設（保育所）が、特別利用保育を提供する場合の基準について規定

第34条（特別利用教育の基準）

特定教育・保育施設（幼稚園）が、特別利用教育を提供する場合の基準について規定

第3章 雑則

第35条（施行規程）

条例から規則への委任規定

附 則

第1条（施行期日）

施行期日を規定

第2条（施設型給付費等に関する経過措置）

施設型給付費等に関する経過措置を規定

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定要旨

1 制定趣旨

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、条例で定めるもので、同基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならず、利用者が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものです。また、放課後児童健全育成事業を行う者は、事前の届出が必要となり、当該基準を遵守する必要があります。

2 制定概要

第1条（趣旨）

本条例の趣旨を規定

第2条（最低基準の目的）

児童が「明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されること」を保障することを規定

第3条（最低基準の向上）

町長が放課後児童健全育成事業者に対して、設備及び運営を向上させるよう勧告できることを規定するとともに、市町村の最低基準向上の努力義務を規定

第4条（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

放課後児童健全育成事業者の責務を規定

第5条（放課後児童健全育成事業の一般原則）

放課後児童健全育成事業における支援の目的、一般原則及び外部者による評価と評価結果の公表を規定

第6条（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

災害に備えた設備、訓練を規定

第7条（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

職員の一般的な要件を規定

第8条（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

職員の知識及び技能の向上等を規定

第9条（設備の基準）

放課後児童健全育成事業所の設備の基準

第10条（職員）

放課後児童健全育成事業者が置かねばならない職員の基準を規定

第11条（利用者を平等に取り扱う原則）

利用者の平等な取扱いを規定

第12条（虐待等の禁止）

虐待等の禁止を規定

第13条（衛生管理等）

衛生管理等を規定

第14条（運営規程）

放課後児童健全育成事業者が定める運営規程の項目を規定

第15条（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）

備える帳簿について規定

第16条（秘密保持等）

秘密保持等を規定

第17条（苦情への対応）

苦情への対応方法等を規定

第18条（開所時間及び日数）

放課後児童健全育成事業の開所時間及び日数を規定

第19条（保護者との連絡）

保護者との連絡について規定

第20条（関係機関との連携）

関係機関との連携を規定

第21条（事故発生時の対応）

放課後児童健全育成事業者が事故の発生又はその再発を防止するために

講じねばならない措置、事故発生時の対応について規定

第22条（施行規程）

条例から規則への委任規定

附 則

第1条（施行期日）

施行期日を規定

第2条（職員の経過措置）

放課後児童支援員の資格についての経過措置を規定

第3条（専用区画の面積及び1の支援の単位を構成する児童数に関する経過措置）

面積基準等についての経過措置を規定

美瑛町地域人材育成研修交流センター条例の制定要旨

1 制定趣旨

近年、「まちづくりは、人づくり」という言葉をあらゆる場面で耳にするように、地域づくりを担う人材の育成は、町政を進める上で欠くことのできない重要な課題の一つである。

このことを踏まえ、町民等に様々な分野の研修機会を提供するとともに、都市部の企業等を誘致し、相互連携による交流を図ることで情報及び知識の醸成を促し、もってより豊かな地域づくりを実現することを目的に、「美瑛町地域人材育成研修交流センター」を整備することとなった。

美瑛発祥の地の学び舎であった旧旭小学校を、これからの地域振興及び活性化の推進に必要な人材を育む新しい学び舎として活用するために、施設の管理運営について、条例を制定する。

2 施設の概要等

- (1) 建物は、旧校舎部分と体育館からなり、旧校舎部分には、宿泊室17室(45床)、研修室2室、会議室、多目的室、食堂をそれぞれ1室ずつ、トイレ4箇所(うち1箇所は多目的トイレ)、浴室2箇所を有する。
- (2) 緊急防災施設としても活用されることから、建物の耐震補強工事を行うとともに、停電時の電源確保のため、防災用発電機を敷地内に設置。
- (3) 事業の完了は平成27年1月末を予定しており、備品等を整備した上で、4月から供用開始。

3 施設の管理・運営

施設の管理運営は、町が主体となって行う予定。なお、本施設は研修施設であることから、使用者が使用した箇所、物品等については、その都度、使用者が清掃、整頓することを基本とする。

4 制定概要

第1条（目的）

本施設の設置の目的を規定

第2条（名称及び位置）

本施設の名称と設置場所を規定

第3条（事業）

本施設にて行う事業を規定

第4条（使用時間及び休館日）

第1項 本施設の使用時間を規定

第2項 本施設の休館日を規定

第5条（使用許可）

第1項 本施設の使用許可を規定

第2項 許可にあたって、使用条件を付することができることを規定

第6条（使用料）

第1項 本施設の利用に係る使用料を規定

別表において、1で宿泊を伴う研修に係る使用料、2で宿泊を伴わない研修に係る使用料を「美瑛町公の施設条例第5条」により規定する使用料を本施設においても適用するとともに、他の既存施設の料金を参酌して金額を設定

第2項 使用料の前払を規定

第7条（使用料の減免）

使用料の減免を規定

第8条（使用料の返還）

使用料の返還を規定

第9条（使用許可の制限）

第1号から第3号に該当する場合の使用許可の制限を規定

第10条（使用許可の取消し等）

第5条の許可を受けた後に、第1号から第7号に該当したときの本施設使用の取消し、制限、停止を規定

第11条（目的外使用等の禁止）

第5条の許可を受けた目的以外の使用、転貸、権利の譲渡の禁止を規定

第12条（行為の制限）

新たな設備を設置する行為等の制限を規定

第13条（原状回復）

第1項 本施設の使用後、または第10条による使用許可の取消し等を受けたときの、原状回復義務を規定

第2項 原状回復における使用者負担を規定

第14条（取消し等による損害の責任）

第10条による使用許可の取消し等による賠償責任を規定

第15条（損害の賠償）

施設の損害は原因者負担とし、ただし書きで、やむを得ない事由があるときの減額、免除を規定

第16条（管理の代行等）

第1項 指定管理者に本施設の管理を行わせることができることを規定

第2項 指定管理者が行う業務を第1号から第4号までの業務とすることを規定

第3項 第6条に規定する使用料等を指定管理者の収入とすることができることを規定

第4項 指定管理者に管理を行わせる場合における読み替えを規定

第17条（施行規定）

条例施行に関し必要な事項を、規則に委任することを規定

附 則

（施行期日）

施行期日について規定

（準備行為）

準備行為として、使用の手続き及び必要なその他の準備行為は、施行日前においても行うことができることを規定

新	旧
<p>第1条 【略】 (定義) 第2条 【略】 2 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (定義) 第2条 【略】 2 【略】</p>
<p>3 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。 4 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。 (対象者)</p>	<p>3 この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。 4 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。 5 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。 (対象者)</p>
<p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、美瑛町の区域内に住所を有する満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの乳幼児等(以下「乳幼児等」という。)であって医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者は除く。</p>	<p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、美瑛町の区域内に住所を有する満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの乳幼児等(以下「乳幼児等」という。)であって医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)は除く。</p>

新	旧
<p>(助成の範囲) 第4条 町長は、乳幼児等の医療費から受給者が負担すべき<u>食事療養標準負担額及び</u>付加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を扶養義務者に対し助成する。</p> <hr/> <p>第5条～第14条 【略】</p>	<p>(助成の範囲) 第4条 町長は、乳幼児等の医療費から受給者が負担すべき<u>基本利用料及び食事療養標準負担額並びに</u>付加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を扶養義務者に対し助成する。</p> <p>2 町長は、第2条第3項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。</p> <p>第5条～第14条 【略】</p>

新	旧
<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 「母」とは、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者</p> <p>イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌月から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者</p> <p>(2) 「父」とは、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>(3) 【略】</p> <p>3～9 【略】</p> <p>第3条～第14条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 「母」とは、<u>母子及び寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者</p> <p>イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌月から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者</p> <p>(2) 「父」とは、<u>父子家庭であってひとり親家庭の母に準ずる男子をいう。</u></p> <p>(3) 【略】</p> <p>3～9 【略】</p> <p>第3条～第14条 【略】</p>

美瑛の美しい景観を守り育てる条例の全部を改正する条例の制定要旨

1 制定趣旨

平成16年に景観法が制定され、国においても、美しく風格のある国土形成を目指すなど、景観保全や形成を支援するための体制が整備されている。また、美瑛町では景観法制定より1年早く平成15年に「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」（以下「旧条例」という。）を施行し、景観の保全及び形成を図ってきたが、今回、美瑛町の景観特性に基づいた具体的な景観形成の方針や基準を示した景観計画の策定とあわせて、旧条例の基本理念を踏襲するとともに景観法の委任条例となるよう旧条例の全部を改正するもの。

2 制定概要

目次 第1章～第7章、附則

前文

第1章 総則

第1条（目的）

本条例の目的を規定

第2条（定義）

本条例で使用する用語の定義を規定

第3条（基本理念）

美瑛らしい景観づくりを推進する上での基本理念について規定

第4条（町民等の責務）

町民等の責務について規定

第5条（町の責務）

町の責務について規定

第6条（事業者の責務）

事業者の責務について規定

第7条（知識の普及等）

景観づくりに関する知識の普及等について規定

第8条（国等に対する協力の要請）

国等に対し、景観づくりに関する協力の要請について規定

第2章 景観計画

第9条（景観計画の策定）

景観計画、景観育成区域に関する規定を定め、及び景観計画を定める
手続き方法について規定

第10条（計画提案をすることができる団体）

法第11条第2項の規定により計画提案をすることができる団体に
ついて規定

第11条（計画提案があった場合の手続）

計画提案があった場合の手続について規定

第3章 景観計画区域内における行為の制限等

第12条（行為の届出等）

法第16条第1項若しくは第2項に規定する届出又は同条第5項に
規定する通知について規定

第13条（適用除外行為）

法第16条第7項第11号の条例で定める行為について規定

第14条（特定届出対象行為）

法第17条第1項に規定する特定届出対象行為について規定

第15条（事前公開）

町民等への行為の内容の公開について規定

第16条（説明会の開催）

関係住民等への説明会の開催について規定

第17条（勧告又は変更命令等の手続）

法第16条第3項に規定する勧告又は法第17条第1項若しくは第
5項に規定する変更命令等の手続きについて規定

第18条（軽易な行為）

軽易な行為に関する届出について規定

第19条（空地等の管理の要請）

空地等の管理について規定

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

第20条（景観重要建造物の指定）

法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定する場合について規定

第21条（景観重要樹木の指定）

法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定する場合について規定

第5章 表彰、助成等

第22条（表彰）

景観づくりに関する表彰、及び手続きについて規定

第23条（助成等）

景観づくりに関する助成等について規定

第6章 景観審議会

第24条（景観審議会の設置）

美瑛町景観審議会（以下「審議会」という。）の設置、及び審議に関することについて規定

第25条（組織）

審議会の組織について規定

第26条（委員の任期）

審議会委員の任期について規定

第27条（会長及び副会長）

審議会の役員及びその職務について規定

第28条（会議）

審議会の会議について規定

第29条（特別委員）

審議会の特別委員について規定

第7章 雑則

第30条（財産権の尊重等）

関係者の財産権の尊重等について規定

第31条（土地の買い取り）

特に重要な土地の買い取りについて規定

第32条（施行規定）

具体事項について、規則で定めることを規定

附 則

（施行期日）

施行期日について規定

（経過措置）

この条例の公布から施行期日までの間の経過措置について規定

新	旧
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第8条）</p> <p>第2章 景観計画（第9条～第11条）</p> <p>第3章 景観計画区域内における行為の制限等（第12条～第19条）</p> <p>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第20条～第21条）</p> <p>第5章 表彰、助成等（第22条～第23条）</p> <p>第6章 景観審議会（第24条～第29条）</p> <p>第7章 雑則（第30条～第32条）</p> <p>附則</p> <p>前文</p> <p>美瑛町の農業景観は、雄大な十勝岳連峰の山々を背景に開拓の頃からの町民生活や農業の営みによってつくられてきました。この景観は、私たち町民に潤いと安らぎをもたらし、また訪れる多くの人々の心をいやし、感動を与えるなど全国的にも貴重な景観であり、町にとってかけがえのない財産です。</p> <p>美瑛町には、農業景観をはじめ、それぞれの地域に生活や文化、歴史、産業の営みなどを表現している素晴らしい景観があります。私たちは、それらの景観や豊かな自然に囲まれた生活の中で、郷土を愛する心を育み、それを次の世代に伝え、いつまでも住みよい魅力ある町であり続けたいと願うものです。</p> <p>そのためには、町民一人一人が景観づくりの担い手となり、</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 景観づくりの基本的施策（第7条～第9条）</p> <p>第3章 開発行為等の手続（第10条～第24条）</p> <p>第4章 景観形成地区等（第25条～第30条）</p> <p>第5章 景観審議会（第31条～第36条）</p> <p>第6章 雑則（第37条～第40条）</p> <p>附則</p> <p>前文</p> <p>美瑛町の農業景観は、雄大な十勝岳連峰の山々を背景に開拓の頃からの町民生活や農業の営みによってつくられてきました。この景観は、私たち町民に安らぎと潤いをもたらし、また訪れる多くの人々の心をいやし、感動を与えるなど全国的にも貴重な景観であり、町にとってかけがえのない財産です。</p> <p>美瑛町には、農業景観をはじめ、それぞれの地域に生活や文化、歴史、産業の営みなどを表現している素晴らしい景観があります。私たちは、それらの景観や豊かな自然に囲まれた生活の中で、郷土を愛する心を育み、それを次の世代に伝え、いつまでも住みよい魅力ある町であり続けたいと願うものです。</p> <p>そのためには、町民一人ひとりが景観づくりの担い手となり、</p>

新	旧
<p>町民等、行政、事業者が相互に協力して景観の保全と形成に取り組まなければなりません。</p> <p>私たちは、<u>景観法に定める理念とともに、美瑛町の美しい景観が町民みんなの共有財産であることを認識し、町民みんなで美瑛の地域資源である景観を守り、育て、活かし、魅力ある美瑛町を創造するため、この条例を制定します。</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、美瑛町の美しい景観の保全と形成に関し必要な事項及び<u>景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、総合的な施策に関して必要な事項を定め、町民等、町及び事業者が協働し、潤いと安らぎを実感できる快適で魅力あふれる美瑛町の創造に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 町民 町内に住所を有する者をいう。</p> <p>(2) 町民等 町民、町内の居住者及び土地又は建築物等の所有者又は占有者をいう。</p> <p>(3) <u>景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。</u></p> <p>(4) <u>景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。</u></p> <p>(5) <u>景観づくり 景観を保全し、育成し、及び形成することをいう。</u></p> <p>(6) <u>建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物</u> <u>をいう。</u></p>	<p>町民等、行政、事業者が相互に協力して景観の保全と形成に取り組まなければなりません。</p> <p>私たちは、<u>美瑛町の美しい景観が町民みんなの共有財産であることを認識し、町民みんなで美瑛の地域資源である景観を守り、育て、活かし、魅力ある美瑛町を創造するため、この条例を制定します。</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、美瑛町の美しい景観の保全と形成に関し必要な事項</p> <p><u>を定めることにより、町民等、町及び事業者が協働し、潤いと安らぎを実感できる快適で魅力あふれる美瑛町の創造に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 町民 町内に住所を有する者をいう。</p> <p>(2) 町民等 町民、町内の居住者及び土地又は建築物等の所有者又は占有者をいう。</p> <p>(3) <u>建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。</u></p>

新	旧
<p>(7) <u>工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(8) <u>屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。</u></p> <p>(9) <u>建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。</u></p> <p>(10) <u>建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。</u></p> <p>(11) <u>景観重要建造物 法第19条第1項に規定する景観重要建造物をいう。</u></p> <p>(12) <u>景観重要樹木 法第28条第1項に規定する景観重要樹木をいう。</u></p> <p>(13) <u>関係住民等 法第16条第1項第1号から第4号に規定する行為に伴いその影響が懸念される町民等で規則で定めるものをいう。</u> <u>(基本理念)</u> 第3条 <u>町は、次に掲げる基本理念に基づき、美瑛らしい景観づくりを推進する。</u></p> <p>(1) <u>地域の自然、歴史、文化等と町民の生活、経済活動等と調和のとれた景観づくりを行う。</u></p> <p>(2) <u>町民等、町及び事業者との協働による景観づくりを行う。</u></p> <p>(3) <u>豊かな自然を活かし、郷土を愛する心を育み、次の世代</u></p>	<p>(4) <u>屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。</u></p> <p>(5) <u>開発行為等 建築物等を建築する行為、屋外広告物を設置する行為、土地の区画形質を変更する行為又は現状の土地利用を著しく変更する行為をいう。</u></p> <p>(6) <u>事業者 開発行為等を行う者をいう。</u></p> <p>(7) <u>関係住民等 開発行為等</u> <u>_____に伴いその影響が懸念される町民等で規則で定めるものをいう。</u></p>

新	旧
<p><u>に引き継いでいく景観づくりを行う。</u> (町民等の責務) 第4条 町民等は、<u>自らが景観づくりの主体であることを認識し、相互に協力して景観づくり</u> <u>に寄与するよう努めなければならない。</u> (町の責務) 第5条 町は、<u>景観づくり</u>に関し、必要な調査を行うとともに基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。 2 町は、<u>景観づくり</u>に関する施策の策定及び実施において、町民の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。 3 町は、<u>景観づくり</u>に先導的役割を果たすよう努めなければならない。 (事業者の責務) 第6条 事業者は、<u>自らの活動が地域景観に大きな影響を与えることを認識し、景観づくりに自ら努めるとともに、町が実施する景観づくりに協力しなければならない。</u></p>	<p>(町民等の責務) 第3条 町民等は、<u>自らが景観形成</u>の主体であることを認識し、相互に協力して<u>景観の保全及び形成</u>(以下「<u>景観形成</u>」という。)に寄与するよう努めなければならない。 (町の責務) 第4条 町は、<u>景観形成</u>に関し、必要な調査を行うとともに基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。 2 町は、<u>景観形成</u>に関する施策の策定及び実施において、町民の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。 3 町は、<u>景観形成</u>に先導的役割を果たすよう努めなければならない。 (事業者の責務) 第5条 事業者は、<u>開発行為等によって良好な景観を阻害しないよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>事業者は、開発行為等の実施後において、所有し、占有し、又は管理する土地、建築物等及び屋外広告物について良好な景観形成のため、必要な措置を講じなければならない。</u> 3 事業者は、<u>町が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。</u> (適用の区域) 第6条 この条例は、<u>美瑛町全域について適用するものとする。</u> 2 <u>前項に規定する適用の区域については、次に掲げる景観地域に分類し、それぞれの景観地域に適した景観形成を図るものとする。</u> (1) <u>農村景観地域</u> 主に農業を中心とした丘陵及び田園景観をなす地域</p>

新	旧
<p>(知識の普及等) 第7条 町は、町民等の景観づくりに関する知識の普及及び意識の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。 (国等に対する協力の要請) 第8条 町長は、景観づくりに関して必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、景観づくりについて協力を要請するものとする。</p>	<p>(2) 市街地景観地域 住宅地域、工業地域、商業地域など市街地景観をなす地域 (3) 山岳高原景観地域 大雪山国立公園及び白金地区周辺の山岳高原景観をなす地域 3 前項各号に掲げる地域の範囲は、別に定める。</p> <p>第2章 景観づくりの基本的施策 (景観形成指針の策定) 第7条 町長は、景観形成のための基本的かつ総合的な指針（以下「景観形成指針」という。）を定めなければならない。 2 町長は、景観形成指針を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かななければならない。 3 町長は、景観形成指針を定めたとき又は変更したときは、これを速やかに公表しなければならない。 (公共事業景観方針の策定) 第8条 町長は、町が事業主体となる公共施設の建設その他の公共事業（以下「町の公共事業」という。）に係る景観づくりのための方針（以下「公共事業景観方針」という。）を定めるものとする。 2 前条第2項及び第3項の規定は、公共事業景観方針の策定及び変更について準用する。</p>

新	旧
	<p><u>(公共事業景観方針の遵守)</u></p> <p><u>第9条 町長は、公共事業景観方針に基づき、町の公共事業を実施するものとする。</u></p> <p><u>2 次に掲げる町の公共事業については、前項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他周囲の景観を損なうおそれのないもの</u></p> <p><u>(2) 非常災害のために必要な応急措置として行うもの</u></p> <p><u>3 町長は、国又は他の地方公共団体に対し、これらの者が実施する公共事業において、公共事業景観方針に配慮するよう要請するものとする。</u></p> <p><u>第3章 開発行為等の手続</u></p> <p><u>(適用の対象)</u></p> <p><u>第10条 次条から第23条までの規定は、次に掲げる開発行為等に適用する。</u></p> <p><u>(1) 土地の区画形質を変更する行為で規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 急傾斜地における土地の造成行為で規則で定めるもの</u></p> <p><u>(3) 森林の伐採で規則で定めるもの</u></p> <p><u>(4) 建築物等の新築又は増築で規則で定めるもの</u></p> <p><u>(5) 特殊建築物の建築で規則で定めるもの</u></p> <p><u>(6) 屋外広告物の設置で規則で定めるもの</u></p> <p><u>(7) 景観形成地区における開発行為等で地区景観形成基準で定めるもの</u></p> <p><u>2 同一の事業者が、施工中又は施工後3年以内の事業区域に接続して更に開発行為等を行うときは、これを一つの開発行為等とみなし、前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>3 前2項の開発行為等のうち次に掲げるものは、次条から第23条までの規定は適用しない。ただし、第1号の開発行為等</u></p>

新	旧
	<p>にあつては、あらかじめ、町長と協議するものとし、町長が当該開発行為等の内容が景観に大きな影響を及ぼすと認める場合は、国又は他の地方公共団体等に対し当該開発行為等について地域住民への説明会の開催を求めることができる。</p> <p>(1) 国若しくは地方公共団体又は公共目的を有する法人で、規則で定める者が行う開発行為等</p> <p>(2) 農業及び林業を営むために行う開発行為等 (開発行為等の事前協議)</p> <p>第11条 事業者は、開発行為等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、開発行為等事前協議書を町長に提出し、協議しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）の申し入れがあつたときは、当該事前協議に係る開発行為等（以下「事前協議に係る開発行為等」という。）における法律との関連、必要となる手続き及び町の方針等について事業者に通知しなければならない。 (事前公開)</p> <p>第12条 事業者は、前条第2項に規定する事前協議の結果通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に事前協議に係る開発行為等の内容について町民等に公開しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項に規定する公開を行うにあつては、規則で定める標識を事前協議に係る開発行為等をしようとする土地の区域内の見やすい場所に設置しなければならない。 (説明会の開催)</p> <p>第13条 事業者は、前条第1項に規定する公開を行った後、事前協議に係る開発行為等の内容及び工事施行方法並びに景観への影響について関係住民等の理解を得るための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、公</p>

新	旧
	<p><u>共の用に供する目的で行う開発行為等のうち町長が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 事業者は、説明会を開催する場合は、説明会を開催する日の1週間前までにその旨を関係住民等に公表するとともに、町長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 町長は、説明会の開催にあたって、町職員を立ち会わせることができる。</u></p> <p><u>4 事業者は、説明会を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を町長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 事業者は、説明会において関係住民等との協議により必要が生じた場合は、関係住民等と協定を締結するものとする。</u></p> <p><u>6 町長は、開発行為等の位置、規模、目的等が景観に与える影響が大きいと認めるときは、規則で定めるところにより、当該開発行為等について、町民の意見を聴く機会を設けることができる。</u></p> <p><u>(開発行為等の協議)</u></p> <p><u>第14条 事業者は、前条第1項の説明会を行った後、規則で定める開発行為等協議書を町長に提出し、事業計画の内容及び工事施行方法等について町長と協議しなければならない。</u></p> <p><u>2 町長は、前項に規定する協議において当該開発行為等の内容と第7条に規定する景観形成指針（景観形成地区における開発行為等にあつては、第26条に規定する地区景観形成基準）との適合性及び土地利用等に関する計画等で規則で定めるとの整合性について審査するものとする。</u></p> <p><u>3 町長は、前項の審査を行うにあたっては、第13条の説明会における関係住民等の意見を勘案するとともに、必要に応じて美瑛町景観審議会の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>4 町長は、第2項の審査において必要と認めるときは、事業者</u></p>

新	旧
	<p>に対し適切な措置をとるべく指導又は助言することができる。 <u>(開発行為等の同意等)</u></p> <p><u>第15条 町長は、前条第1項の規定による協議において指導又は助言を行う必要がないと認めるときは、規則の定めるところにより、事業者に対し速やかに当該開発行為等に同意する旨の通知をしなければならない。</u></p> <p><u>2 町長は、前条第1項の規定による協議において当該開発行為等が景観に著しく支障があると認めるときは、規則の定めるところにより、事業者に対し速やかに当該開発行為等に同意しない旨の通知をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、町長は、不同意の理由を明らかにするとともに、当該事業者に対して開発行為等の見直しを求めるものとする。</u> <u>(協定の締結)</u></p> <p><u>第16条 事業者は、前条第1項の規定による開発行為等の同意の通知を受けたときは、速やかに町長と開発行為等に関する協定（以下「開発協定」という。）を締結しなければならない。</u></p> <p><u>2 事業者は、開発協定を遵守しなければならない。</u> <u>(開発行為等の変更)</u></p> <p><u>第17条 事業者は、第15条第1項の規定による同意の通知を受けた開発行為等について、規則に定める変更をしようとするときは、変更内容により新たに町長と第11条第1項に規定する事前協議又は第14条第1項に規定する協議をしなければならない。</u></p> <p><u>2 事業者は、第15条第1項の規定による同意の通知を受けた開発行為等について、規則に定めのない軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、その内容を町長に届け出なければならない。</u></p>

新	旧
	<p><u>(工事の届出)</u></p> <p><u>第18条 事業者は、次の各号の一に該当したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 開発行為等に着手したとき。</u></p> <p><u>(2) 開発行為等を完了したとき。</u></p> <p><u>(3) 開発行為等を廃止しようとするとき。</u></p> <p><u>(4) 開発行為等を1月以上中止し、又は当該中止に係る開発行為等を再開しようとするとき。</u></p> <p><u>(開発行為等における措置)</u></p> <p><u>第19条 事業者は、開発行為等において土砂の流出その他災害の防止及び環境保全のために必要な措置を行わなければならない。</u></p> <p><u>(立入調査)</u></p> <p><u>第20条 町長は、この条例の施行に必要な範囲内において、職員を開発行為等の施行場所に調査のため立ち入らせ、事業者に対して説明若しくは報告を求め、又は必要な指示若しくは指導を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の立入調査を受けた事業者は、当該立入調査に協力し、職員の指示又は指導に従わなければならない。</u></p> <p><u>(完了検査)</u></p> <p><u>第21条 町長は、事業者から第18条第2号の届出があったときは、開発行為等の同意の内容との適合性について検査し、同意の内容と適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するものとする。</u></p>

新	旧
	<p>2. <u>町長は、前項の検査において、開発行為等の同意の内容と適合しないと認めるときは、事業者に対して、期限を決めて当該開発行為等に関する工事は是正を指導しなければならない。</u> <u>(改善勧告)</u></p> <p>第22条 <u>町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときで、町の景観に著しく支障があると認めるときは、美瑛町景観審議会の意見を聴いたうえで、開発行為等の中止又は原状への回復若しくはこれに替わるべき必要な措置をとることを勧告することができる。</u></p> <p>(1) <u>第11条第1項の規定による事前協議を行わないとき。</u> (2) <u>第12条の規定による事前公開を行わないとき。</u> (3) <u>第13条第1項の規定による説明会を開催しないとき。</u> (4) <u>第14条第1項の規定による協議を行わないとき。</u> (5) <u>第14条第4項の規定による指導に従わないとき。</u> (6) <u>第15条第2項の規定による不同意の通知を受けた事業者が当該開発行為等に着手したとき。</u> (7) <u>第17条第1項の規定による事前協議又は協議を行わないとき。</u> (8) <u>第18条の規定による届出を行わないとき。</u> (9) <u>第19条の規定による必要な措置を行わないとき。</u> (10) <u>第20条第3項の規定による立入調査への協力をしないとき。又は指示若しくは指導に従わないとき。</u> (11) <u>第21条第2項の規定による指導に従わないとき。</u></p> <p>2. <u>町長は、前項の規定により勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告に基づいて講じた措置について事業者から報告を求めることができる。</u> <u>(氏名等の公表)</u></p> <p>第23条 <u>町長は、前条の勧告をした場合において、必要と認め</u></p>

新	旧
	<p><u>るときは、その内容及び当該事業者の氏名等を公表することができる。</u></p> <p><u>2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されることとなる者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</u> (軽易な開発行為等)</p> <p><u>第24条 町内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、町長に届け出なければならない。ただし、第10条第1項各号に定める行為及び同条第3項第1号の行為を除く。</u></p> <p>(1) <u>建築物等の新築で規則で定めるもの</u> (2) <u>屋外広告物の設置で規則で定めるもの</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、景観に影響を及ぼすと認められる行為であって町長が指定し、告示したもの</u></p> <p><u>2 町長は、前項に規定する届出があった場合において、景観形成に支障があると認めたときは、当該届出をした者に対し計画の変更等必要な指導又は助言をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 景観形成地区等</u> (<u>景観形成地区の指定</u>)</p> <p><u>第25条 町長は、特に景観形成を図る必要がある地区を景観形成地区として指定することができる。</u></p> <p><u>2 町長は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民及び土地又は建物の所有者の意見を聴くとともに美瑛町景観審議会の意見を聴かななければならない。</u></p> <p><u>3 町長は、景観形成地区を指定するときは、その旨及び区域を告示しなければならない。</u></p> <p><u>4 前2項の規定は、景観形成地区の指定の解除及びその区域の</u></p>

新	旧
	<p><u>変更について準用する。</u></p> <p>5 <u>景観形成地区として指定された土地の所有者又は占有者は、当該景観形成地区の指定の解除及びその区域の変更について町長に申し出ることができる。</u></p> <p>6 <u>町民は、景観形成地区として指定を受けるべき地区があると認めるときは、景観形成地区の指定について町長に申し出ることができる。</u></p> <p><u>(地区景観形成基準)</u></p> <p>第26条 <u>町長は、景観形成地区の指定をしたときは、当該地区における景観形成基準（以下「地区景観形成基準」という。）を定めなければならない。</u></p> <p>2 <u>地区景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>景観形成のための方針に関する事項</u></p> <p>(2) <u>景観形成地区内における開発行為等に関する事項</u></p> <p>(3) <u>敷地の緑化に関する事項</u></p> <p>(4) <u>その他景観形成のために必要と認める事項</u></p> <p>3 <u>町長は、地区景観形成基準を定め、又は変更する場合は、あらかじめ、地区住民及び土地又は建物の所有者と協議するとともに美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>4 <u>町長は、地区景観形成基準を定めたとき、又は変更したときは、これを告示しなければならない。</u></p> <p><u>(空地等の管理の要請)</u></p> <p>第27条 <u>町長は、景観形成地区内の空地、遊休地、廃屋等（以下「空地等」という。）が当該地区の景観を著しく阻害していると認めるときは、当該空地等の所有者又は占有者に対し、景観形成に配慮した空地等の管理を行うよう要請することができる。</u></p>

新	旧
<p>第2章 景観計画 (景観計画の策定)</p> <p>第9条 町長は、基本理念に則り、景観づくりを行うための基本</p>	<p>(国又は地方公共団体への要請)</p> <p>第28条 町長は、国又は他の地方公共団体が景観形成地区内において事業を行う場合は、当該地区における地区景観形成基準に配慮するよう要請するものとする。</p> <p>(優良景観ポイント)</p> <p>第29条 町長は、美瑛町らしい景観形成を図るために特に必要な地点を優良景観ポイントに指定することができる。</p> <p>2 町長は、優良景観ポイントを指定しようとするときは、美瑛町景観審議会の意見を聴いたうえで、土地、建物又は樹木等の所有者と協議しなければならない。</p> <p>3 町長は、優良景観ポイントを指定したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。</p> <p>(景観協定)</p> <p>第30条 町民等は、相互に協力し、美しく魅力ある景観づくりを進めるため、所有し、若しくは管理する土地又は建築物等について、一定の区域を定め、その区域における景観形成に関する協定(以下「景観協定」という。)を締結することができる。</p> <p>2 景観協定を締結した町民等の代表者は、その協定書及び規則で定める事項を記載した書面を作成し、これを町長に提出して、その協定が景観形成に資するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>3 町長は、前項の規定による景観協定の認定をしようとするときは、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。</p>

新	旧
<p><u>的かつ総合的な施策を計画的に進めるため、景観計画を定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>町長は、景観計画において、景観計画区域内で特に良好な景観づくりを進める必要がある地域を景観育成区域として指定し、当該区域における良好な景観づくりに関し必要な事項を定めることができる。</u></p> <p>3 <u>町長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、美瑛町景観審議会（第24条第1項に規定する「美瑛町景観審議会」をいう。以下第5章まで同じ。）の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。</u> <u>（計画提案をすることができる団体）</u></p> <p><u>第10条 法第11条第2項の条例で定める団体は、良好な景観づくりを推進する活動を行うことを目的とし、規則で定める団体とする。</u> <u>（計画提案があった場合の手続）</u></p> <p><u>第11条 町長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合は、同条第3項の計画提案に係る景観計画の素案を提出して美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>第3章 景観計画区域内における行為の制限等</u> <u>（行為の届出等）</u></p> <p><u>第12条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知（以下「行為の届出等」という。）は、規則で定めるところにより行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</u></p>	

新	旧
<p>(1) <u>土地の区画形質の変更</u></p> <p>(2) <u>急傾斜地での土地の造成</u></p> <p>(3) <u>森林の伐採</u></p> <p>(4) <u>その他景観づくりの目標達成に影響を及ぼすと認められる行為であって町長が指定し、告示したもの</u></p> <p>3. <u>前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第2条に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。</u></p> <p>4. <u>第2項各号に掲げる行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、省令第3条に規定する事項とする。</u></p> <p><u>(適用除外行為)</u></p> <p>第13条 <u>法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</u></p> <p>(1) <u>他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可、届出等を要する行為のうち、規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>農業及び林業を営むために行う行為</u></p> <p>(3) <u>規則で定める規模の行為</u></p> <p><u>(特定届出対象行為)</u></p> <p>第14条 <u>法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。</u></p> <p><u>(事前公開)</u></p> <p>第15条 <u>法第16条第1項の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る行為の内容について町民等に公開しなければならない。</u></p> <p>2. <u>届出者は、前項に規定する公開を行うに当たっては、規則で定める標識を当該届出に係る行為をしようとする土地の区域内の見やすい場所に設置しなければならない。</u></p>	

新	旧
<p><u>(説明会の開催)</u></p> <p><u>第16条 届出者は、前条第1項に規定する公開を行った後、当該届出に係る行為の内容及び景観への影響について関係住民等の理解を得るための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。</u></p> <p><u>2 届出者は、説明会を開催する場合は、説明会を開催する日の1週間前までにその旨を関係住民等に公表するとともに、町長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 町長は、説明会の開催に当たって、町職員を立ち会わせることができる。</u></p> <p><u>4 届出者は、説明会を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を町長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 届出者は、説明会において関係住民等との協議により必要が生じた場合は、関係住民等と協定を締結するものとする。</u></p> <p><u>6 町長は、当該届出に係る行為の位置、規模、目的等が景観に与える影響が大きいと認めるときは、規則で定めるところにより、当該行為について、町民の意見を聴く機会を設けることができる。</u></p> <p><u>(勧告又は変更命令等の手続)</u></p> <p><u>第17条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするとき、又は法第17条第1項若しくは第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かななければならない。</u></p> <p><u>(軽易な行為)</u></p> <p><u>第18条 町内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、町長に届け出なければならない。ただし、法第16条第1項の規定により、届出を要する行為を除く。</u></p>	

新	旧
<p>(1) <u>法第16条第1項第1号から第4号に規定する行為で規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、景観に影響を及ぼすと認められる行為であって町長が指定し、告示したもの</u></p> <p>2 <u>町長は、前項に規定する届出があった場合において、景観づくりに支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し計画の変更等必要な指導又は助言をすることができる。</u> <u>(空地等の管理の要請)</u></p> <p>第19条 <u>町長は、景観計画区域内の空地、遊休地、廃屋等（以下「空地等」という。）が当該地区の景観を著しく阻害していると認めるときは、当該空地等の所有者又は占有者に対し、景観づくりに配慮した空地等の管理を行うよう要請することができる。</u></p> <p>第4章 <u>景観重要建造物及び景観重要樹木</u> <u>(景観重要建造物の指定)</u></p> <p>第20条 <u>町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項の規定に定めるもののほか、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。</u> <u>(景観重要樹木の指定)</u></p> <p>第21条 <u>町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項の規定に定めるもののほか、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第5章 <u>表彰、助成等</u> <u>(表彰)</u></p> <p>第22条 <u>町長は、景観づくりに著しく寄与していると認められる建築物その他のものについて、その所有者、設計者、施工者</u></p>	

新	旧
<p>等を表彰することができる。</p> <p>2 町長は、前項に定めるもののほか、景観づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を表彰することができる。</p> <p>3 町長は、前2項の規定により表彰する者を決定しようとするときは、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(助成等)</p> <p>第23条 町長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者等に対し、その保存のために技術的援助を行い、又はその保存等に要する経費の一部を助成することができる。</p> <p>2 町長は、前項に定めるもののほか、景観づくりに寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する費用の一部を助成することができる。</p> <p>第6章 景観審議会 (景観審議会の設置)</p> <p>第24条 美瑛町の景観づくりに関し重要な事項を調査審議するため、美瑛町景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、町長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議するものとする。</p> <p>(1) この条例の規定により定められた事項 (2) その他景観づくりに関し町長が必要と認める事項</p> <p>3 審議会は、景観づくりに関し必要と認める事項を町長に建議することができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第25条 審議会は、12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p>	<p>第5章 景観審議会 (景観審議会の設置)</p> <p>第31条 美瑛町の景観形成の推進を図るため、美瑛町景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、この条例の規定により定められた事項及び町長の諮問に応じ景観形成に関する事項を調査及び審議するものとする。</p> <p>3 審議会は、景観形成に関し必要と認める事項を町長に建議することができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第32条 審議会は、12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p>

新	旧
<p>(1) 有識者 (2) 公募による者 3 審議会に専門部会を設置することができる。 (委員の任期) 第26条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第27条 審議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員が互選する。 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議) 第28条 審議会の会議は、会長が招集する。 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (特別委員) 第29条 審議会に特別な事項を調査及び審議させるために必要があるときは、特別委員を置くことができる。 2 特別委員は、町長が委嘱する。 3 特別委員は、特別な事項の調査及び審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。 第7章 雑則</p>	<p>(1) 有識者 (2) 公募による者 3 審議会に専門部会を設置することができる。 (委員の任期) 第33条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第34条 審議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員が互選する。 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議) 第35条 審議会の会議は、会長が招集する。 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (特別委員) 第36条 審議会に特別な事項を調査及び審議させるために必要があるときは、特別委員を置くことができる。 2 特別委員は、町長が委嘱する。 3 特別委員は、特別な事項の調査及び審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。 第6章 雑則 (助成等) 第37条 町長は、良好な景観形成を図るため必要があると認め</p>

新	旧
<p>(財産権の尊重等) 第30条 この条例の運用に<u>当たっては</u>、美瑛町の景観が公共の財産であることを認識し、<u>景観づくり</u> に努めるとともに、関係者の財産権及びその他の権利を尊重しなければならない。</p> <p>(土地の買取り) 第31条 町長は、<u>景観計画区域内において景観づくりに関し著しい影響があると認めた場合は</u>、<u>特に重要な土地</u>を買取ることができる。</p> <p>(施行規定) 第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、<u>平成27年7月1日から施行する</u>。</p> <p>(経過措置) 2 この条例の施行の日前に改正前の美瑛の美しい景観を守り育てる条例(以下「旧条例」という。)第3章の規定によりされた処分、手続その他の行為については、<u>なお従前の例による</u>。</p>	<p>るときは、町民等が行う次に掲げる活動に対して審議会の意見を聴いたうえで、<u>技術的な援助をし、又は予算の範囲内において必要な経費の一部を助成することができる</u>。</p> <p>(1) <u>景観形成地区内における景観形成に係る活動</u> (2) <u>優良景観ポイントの保全及び形成に係る活動</u> (3) <u>景観協定を締結した地区内における景観形成に係る活動</u> (4) <u>その他町長が特に必要と認めた景観形成に係る活動</u></p> <p>(財産権の尊重等) 第38条 この条例の運用に<u>あたっては</u>、美瑛町の景観が公共の財産であることを認識し、<u>その保全及び形成に努めるとともに</u>、関係者の財産権及びその他の権利を尊重しなければならない。</p> <p>(土地の買取り) 第39条 町長は、<u>景観形成地区内において景観に著しい影響があると認めた場合は</u>、<u>景観形成上特に重要な土地</u>を買取ることができる。</p> <p>(施行規定) 第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1. この条例は、<u>平成15年7月1日から施行する</u>。 <u>(美瑛町景観条例の廃止)</u> 2. <u>美瑛町景観条例(平成元年美瑛町条例第32号)は、廃止する</u>。</p> <p>(経過措置) 3. この条例の施行の際に、前項の規定による廃止前の美瑛町景観条例(以下「旧条例」という。)第6条の規定により定められた景観形成指針は、<u>第7条第1項の規定により定められた景</u></p>

新	旧
<p>3 <u>景観計画の策定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、第9条の規定の例により行うことができる。</u></p> <p>4 <u>この条例の施行の際、現に旧条例第31条第1項の規定により設置されている美瑛町景観審議会は改正後の美瑛の美しい景観を守り育てる条例（以下「新条例」という。）第24条の規定により設置された審議会とみなす。</u></p> <p>5 <u>この条例の施行の際、現に旧条例第32条第2項の規定により町長が委嘱した委員は、新条例第25条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧条例第32条第2項の規定により委嘱された日から起算する。</u></p>	<p><u>観形成指針とみなす。</u></p> <p>4 <u>この条例の施行の際に、旧条例第7条第1項の規定により指定された景観形成地区は、第25条第1項の規定により指定された景観形成地区とみなす。</u></p> <p>5 <u>この条例の施行の際に、旧条例第17条第6項の規定により町長が委嘱した委員は、第32条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。</u></p> <p>6 <u>この条例の施行の日前に既に法令等に基づく許可等を受けている開発行為等（以下「許可済の開発行為等」という。）及び既に着手している開発行為等については、第3章の規定は適用しない。ただし、許可済の開発行為等で許可等を受けた日から1年以上経過し、かつ着手していない開発行為等は除く。</u></p>